

# 京都外国語短期大学

令和6年度 短期大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 京都外国語短期大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

短期大学は、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を—」を掲げ、「言語」「世界の平和」「国際的理解」の理想を使命・目的や教育理念に反映させている。教育理念を明文化し、社会人を受入れる「夜間開講」の短期大学という特色を有し社会の変化に対応して教育目的や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を見直し、その実現に取り組んでいる。

使命・目的を「ミッション・ステートメント」として学内外に周知し、使命・目的の達成のために学則に基づきキャリア英語科や附属施設を設置して教育研究組織を整備している。

#### 「基準2. 学生」について

使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて周知している。アドミッション・ポリシーを踏まえた学生の受入れを行い、入学定員・収容定員に沿った学生数を確保するために、短期大学の夜間課程という特色を生かした学生募集の施策を推進している。入学者選抜委員会が厳正に入学者選抜を行い、入試広報部と総合企画部企画課 IR 推進担当が検証を行っている。「教学マネジメントの基本方針」を定め、オフィスアワー制度やアカデミック・アドバイザー制度を設けている。キャリア支援部が多様な就職・編入学支援を行って「夜間課程」で学ぶ学生に寄った進路支援を行っている。障がいのある学生への相談・支援のために「障がい学生支援室」を設置し、就職についてはキャリア支援部が学外支援団体と連携している。学生会活動や課外活動への支援、多様な奨学金制度等の学生支援を行っている。教育目的達成のために必要な施設・設備を整備し、学生の自律的な学修を支援し、クラスサイズは少人数編成で、学生の意見・要望も各種アンケートで収集・分析している。

#### 〈優れた点〉

○学科、ランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」が正課内外で連携し、さまざまな学修プログラムを提供して個々の学生のニーズに対応した学修支援を実現していることは、学生の学びや交流という点において評価できる。

#### 「基準3. 教育課程」について

使命・目的に対応したディプロマ・ポリシーを定めて周知し、単位認定基準、卒業判定

基準を学則に定め、適用している。必修科目「Graduation Project II」では最終課題（レポート）の提出及び口頭発表を学生に課し、教育目標に対応した学修成果を確認している。ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・マップにより体系的な教育課程を編成し、毎年度シラバスの点検を適切に実施する体制を整備している。幅広い視野を身に付けて実社会に対応するスキルを獲得するため教養科目を実施している。アクティブ・ラーニングを取入れ、FD 委員会を組織し FD 研修会や学生による授業評価アンケート等を通じて授業改善を推進している。アセスメント・ポリシーを策定して学修成果を明示し、学修成果の点検・評価の結果を「学修成果チェックリスト」によって可視化し、改善に結びつけている。

#### 〈優れた点〉

○卒業要件に短期大学士課程に対応した必修科目「Graduation Project II」を設置し、卒業認定基準を厳正に適用していることは評価できる。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

学長が教育研究業務に関して最終的に意思決定することを規則に定め、補佐体制として副学長と学科長を置き、「教学マネジメントの基本方針」によって権限の分散や責任の明確化を行っている。教授会の位置付けや意見を聴く事項を規則に明示し、学長を補佐する執行部会議、「教学マネジメントに関する委員会」を設置している。設置基準を上回る教員数を配置し、教員の採用・昇任等を規則に定めて運用するとともに、教学マネジメント遂行に必要な職員を適切に配置している。FD(Faculty Development)については、FD 委員会が FD 活動を組織的に計画・執行し、教育内容・方法等の工夫・改善活動を行っている。また、SD(Staff Development)については、SD・FD の実施方針に基づき体系的に職員研修を実施し、職員の能力向上に資するように職員評価制度の見直しを行い運用している。研究環境を適切に整備し、「研究倫理基準」を定め、倫理委員会を中心に研究倫理の確立や公的研究費不正防止を行い、内部監査室による監査を実施し不正防止に努めている。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき管理・運営体制を構築し、行動規範「京都外国語短期大学が求める職員像」が職員に共有されている。使命・目的を実現するために「学園 100 年プラン基本構想」を策定・運用し、環境、人権、安全への配慮も適切である。理事の選任は適切であり、理事会が意思決定できる体制が整備され機能している。執行部会議は教職員の提案などをくみ上げ、経営と教学の視点を踏まえた合意形成・意思決定を行っている。監事・評議員は適切に選任され、監事は理事会及び評議員会に出席し職務を適切に遂行している。評議員の評議員会への出席状況も適切である。法人の基本構想に基づく「中期財務計画」を策定し重点管理指標を定め、外部資金獲得に取組み、計画的で安定した財務基盤を目指している。会計処理は学校法人会計基準、経理規程などに基づき適切に行われており監査法人による監査を厳正に実施し、三様監査体制も整備している。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証に関する方針」を定め、短期大学全体レベル・教育課程レベル・授業科目レベルで、自律的・恒常的な自己点検・評価を実施している。その結果を踏まえ事業計画、中期計画を策定し改革・改善に取り組み、内部質保証の恒常的な組織・責任体制を構築している。支援組織である総合企画部の IR 推進担当がアセスメント・ポリシーに基づく学修成果や教育改革・改善に資するデータを収集・分析し、点検・評価委員会でエビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、学内外に自己点検・評価の結果、事業報告、ガバナンス・コードの遵守状況、外部評価の結果等を公開している。三つのポリシーを起点として、自己点検・評価の結果を踏まえた課題対応リストを事業計画にまとめており、課題ごとに「目標とする状態」「対応方法」「対応部署」「改善結果」が明確になっている。これにより評価結果を改善に結びつける PDCA サイクルの仕組みが整備できており、内部質保証体制が機能している。

総じて、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を—」を掲げ、創立以来の伝統である「社会人を受入れる夜間に開講する短期大学」という個性・特色は高等教育機関として非常に特色がある。これまで国際観光都市である京都に必要とされる多くの人材を輩出している。少人数制のきめ細かい教育を行い、語学力の向上だけでなく、多文化共生社会に貢献できる人材育成を実践している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.正課外学習支援活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ナショナル・ウィーク
2. ポスタープレゼンテーション・コンテスト

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を—」を掲げ、「言語」「世界の平和」「国際的理解」の理想を使命・目的や教育理念に反映し、使命・目的を学則第1条、学則第3条の2において簡潔に文章化している。目的は「文化の一起因ともいふべき英語を教授研究し、かつそれを根底とする専門職業に重きを置く大学教育と国際活動に必要な教養を施し、国家社会に有用なる人材の育成すること」として明文化している。また、広く学びの機会を社会に提供するために「夜間開講」という特色を有している。

高等教育に求められる要件を踏まえ、社会のニーズや変化に対応して個性・特色の原点に戻って教育目標や三つのポリシーを見直し、事業計画に組込んで理事会・評議員会で決議し、その実現に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的や三つのポリシーの見直しの際、「教学マネジメントに関する委員会」、教授会、理事会の議論を経て決定しており、役員や教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的を「ミッション・ステートメント」として、ホームページ、大学案内、学生便覧等で学内外に周知している。建学の精神を理解する授業科目「言語と平和」を設置し、学生や担当教員に使命・目的の浸透を図っている。使命・目的及び教育目的を踏まえた「学園100年プラン基本構想」をもとに、「5ヶ年計画」「中期財務計画」「マスタープラン」を策定し、法人の最重要課題に対応している。使命・目的及び教育目的に対応した三つのポリシーを策定し、使命・目的の達成のために学則に基づきキャリア英語科や附属施設を設置して教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ等で公表するとともに、オープンキャンパスや進学説明会などで周知している。アドミッション・ポリシーを踏まえた入試制度を適切に設けており、入学者選抜の実施に当たっては、入学者選抜委員会を設置して、公正かつ厳正に実施・運営している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れについては、入試広報部が IR 推進担当や委託業者による分析結果を踏まえて、選抜方法の改善点を検証している。入学定員に沿った適切な学生数を確保するため、短期大学の「夜間課程」という特色を生かしたプロジェクトなど、具体的な方針が定められている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメントの基本方針」に、学修支援に関する方針及び具体的な内容を明示しており、教職協働で組織的に学修支援を行っている。TA に関しては、申請がないため活用実績はないが、制度を規則により整備している。専任教員はオフィスアワーを設定し、修学上の疑問や学生生活について相談できる体制を整えている。また、アカデミック・アドバイザー制度を設けて、教育支援部とともに中途退学、休学及び留年などへの対応を行っている。障がいのある学生への相談・支援の拠点として、「障がい学生支援室」を設置し、学修に関わる合理的配慮を授業担当教員と連携して行っている。

〈優れた点〉

○学科、ランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」が正課内外で連携し、さまざまな学修プログラムを提供して個々の学生のニーズに対応した学修支援を実現していることは、学生の学びや交流という点において評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

**【評価】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**〈理由〉**

キャリア支援部を設置し、キャリア教育プログラムを含むキャリア支援、就職支援、求人開拓、編入学支援等、学生一人ひとりの進路選択を尊重し、学生が自らの意思で進路を決定できる支援を行っている。キャリア支援部は「夜間課程」の授業時間に配慮して勤務時間を組んでおり、これにより学生が支援を受けられる環境を整えている。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援室」や学外支援団体等と連携し、ガイダンスの開催や相談対応を行っている。就職支援に関しては、進路・就職オリエンテーションをはじめ、業界研究会、学内合同企業説明会などの実践的な支援や就職支援対策講座等を実施している。

**2-4. 学生サービス**

**2-4-① 学生生活の安定のための支援**

**【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**〈理由〉**

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援部を設置し、「教学マネジメントに関する委員会」では教職協働で情報を共有し、支援に当たっている。学生の心身に関する健康相談、心的相談、生活相談などを一元化してサポートできるよう、学生支援部健康支援課に保健室、学生相談室、「障がい学生支援室」を設置している。学生生活課は学生会をはじめとする課外活動支援を担当し、適切な支援を行っている。これらの部署は授業終了時まで窓口対応を行える体制を整えている。また、経済的支援としては、家計困窮者、成績優秀者、派遣留学者等に支給するものや学費減免を行うものなど、独自の奨学金制度を複数設けている。

**2-5. 学修環境の整備**

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**〈理由〉**

教育目的達成のため、校地、校舎等の学修環境を適切に整備し、有効に活用している。快適な環境で学修できるスペースとして、「外国語自律学習支援室 NINJA」やラーニング

エリアを設置している。図書館は適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を確保し、多様なニーズに合ったサービスを提供している。授業を行う学生数は適切に管理されている。「マルチメディア自習室 MAIKO」を整備し、ICT（情報通信技術）教育など新たな学修方法にも対応している。バリアフリーの推進を含め、将来を見据えた施設・設備の改修を計画的に行っている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

学修支援や学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望は、新入生・在学生・卒業時・授業の各アンケートを活用し、くみ上げている。「教学マネジメントに関する委員会」で、全アンケート結果を分析し、組織的に取り組むべき課題の抽出や改善策を検討の上、その結果は執行部会議及び教授会で報告され、改善計画に反映されている。また、正課内外で行われるランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」との連携や学生会と学生生活課との日々のコミュニケーション等で学生との意見交換を行っている。

## 基準 3. 教育課程

### 【評価】

基準 3 を満たしている。

## 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 〈理由〉

使命・目的に対応したディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧、大学案内等で公表し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認

定基準、卒業判定基準を学則に定め、学生便覧やオリエンテーションなどで学生に周知している。非常勤教員を含む全授業担当教員に「出講手帳」を配付し、単位認定基準、卒業認定基準、成績評価など教学の基本方針に関する内容を周知し、適正に運用している。必修科目「Graduation Project II」で最終課題（レポート）の提出及び口頭発表を学生に課し、短期大学士課程の教育目標に対応する科目に位置付けて卒業認定に必要な学修成果の確認を行っている。年度末に厳正な成績評価について担当教員間で情報共有しており、単位の実質化に努めている。

#### 〈優れた点〉

- 卒業要件に短期大学士課程に対応した必修科目「Graduation Project II」を設置し、卒業認定基準を厳正に適用していることは評価できる。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定めて、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧等で周知している。体系的な教育課程を編成し、カリキュラム・マップを作成してディプロマ・ポリシーと各科目との関連を示して一貫性を確保している。作成要領に基づいて教員がシラバスを作成し、シラバスの点検を適切に実施している。履修単位の上限を定め、単位の实質化のための工夫を行っている。学生が幅広い視野を身に付けて実社会に対応するスキルを獲得するために、教養科目を適切に実施している。多くの科目でアクティブ・ラーニングを取入れ、教授法を改善するための FD 委員会を組織し、FD 研修会や学生による授業評価アンケート等を通じて授業の改善を推進している。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定して学修成果を明示し、三つのポリシーに即した多様な尺度で学修成果を組織的に把握する体制が整備できている。学修成果の点検・評価の結果を「学修成果点検シート」によって総合的に可視化し、改善に結びつけている。

総合企画部企画課 IR 推進担当がデータをまとめ、「教学マネジメントに関する委員会」で点検・評価し、課題ごとに担当と目標を設定している。課題を学科・部署へ、授業アンケート結果を各教員へ、学修成果を学修ポートフォリオや教員面談によって学生へフィードバックしている。これらの仕組みを教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の教育研究に関する業務の最終的な決定権を学則に定めるとともに、副学長 1 人と学科長 1 人を置き、学長を補佐することを規定し、配置している。学長の意思決定を補佐する審議機関として執行部会議及び教授会、学長を補佐する事務組織として学長室及び総合企画部をそれぞれ設置し、リーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。

「教学マネジメントの基本方針」を策定し、「教学マネジメントに関する委員会」において教学全般に関しての統括を行い、教授会及び執行部会議に上程し情報共有を図っている。寄附行為施行細則により、短期大学の意思決定の権限と責任及びプロセスが明確になっている。教授会の組織上の位置付け及び役割は、学則により明確になっており、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

人事評価制度により、適材適所に職員を配置している。昨年度から「教学マネジメントに関する委員会」を大学と合同で発足し、組織横断的な教学マネジメントに取り組んでいる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要な専任教員数を上回って確保し、適切に配置している。専任教員の採用及び昇任の基準と審査の方針については、「京都外国語短期大学専任教員資格審査規程」に、手続きについては「京都外国語短期大学教員人事委員会規程」に定めている。

教員の昇任については、令和 5(2023)年度に教員人事評価制度を見直し、教員の多様な業務や業績を適切に評価している。「学校法人京都外国語大学教育職員評価規程」に教員人事評価委員会について規定し、昇任候補者の選定に反映している。

「京都外国語短期大学 FD 委員会規程」を定め、学長が委嘱した者を委員長とした FD 委員会を設置している。FD 活動実施後は報告書において、活動のまとめや振返りを行い、専用ホームページで動画視聴も可能としており、充実したものとなっている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修については、併設の大学と共同で体系的に実施しており、SD・FDの実施方針に基づき、学内の課題等の改善や短期大学全体の組織力向上につながる取組みを行っている。また、学内研修だけでなく、日本私立大学協会、日本能率協会等の学外研修も活用し、幅広い研修の機会を設け積極的に参加させている。

職員評価制度を運用しており、目標の達成度を評価する実績評価や等級別の行動評価を実施し、昇級・給与への反映、昇格候補者の条件として活用している。同時に「キャリア申告・キャリア面談」など人材育成の強化につながるよう取組んでいる。また、職員評価制度は職員人事評価委員会が見直しを行い、職員の能力向上を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究を推進・支援するため、専任教員には一人1部屋の研究室を確保している。研究環境に対する満足度調査を実施し、電子資料の購入強化や契約データベースを見直している。また、令和4(2022)年度にサバティカル研修を整備している。

研究倫理については、「研究倫理基準」を定め、研究倫理に関する諸規則を整備し、研究倫理の確立や公的研究費を適正に運用している。また、内部監査室による監査を実施し、不正防止に努めている。

研究活動への資金配分を行うため、規則に基づき、個人研究費の支給や学内共同研究費、外部資金獲得の活性化のため学内競争的研究資金による助成など支援している。

**基準 5. 経営・管理と財務**

【評価】

基準 5 を満たしている。

**5-1. 経営の規律と誠実性**

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理の基本となる寄附行為及び寄附行為施行細則を定め、行動規範となる「京都外国語短期大学が求める職員像」をホームページで公開し、職員に共有している。

私立学校法第47条及び私立学校法第63条の2で指定している事項、学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報についてホームページ上で公表している。

法人としての長期的な基本構想として「学園100年プラン基本構想」を策定し、短期大学では令和6(2024)年度から第3期5か年計画を策定して、単年度の事業計画の積上げるために「事業計画策定・実施委員会規程」を策定し、委員会を立上げて継続性を維持する仕組みを構築している。

照明のLED化や太陽光発電装置を設置し、消費電力の削減に努めている。人権委員会及び人権教育啓発室を設置し、関連規則等を整備し、ハラスメントについてはハラスメント防止に関する諸規則に基づき、適切に対応している。

**5-2. 理事会の機能**

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

**〈理由〉**

法人の意思決定について、理事会で行われることが寄附行為により定められている。理事会を補佐する体制として、常任理事会を設置し、日常的、定例的な業務について決定している。

理事の選任については、法令及び規則に基づき、理事会で決定され、適切な構成となっている。理事の会議出席状況は良好で欠席時に意思表示を行う意思表示書も適切に運用されている。事業計画については、毎年度 3 月に開催する評議員会に諮問し、理事会に議案として提出している。計画の進捗については、必要に応じて常任理事から理事会へ報告を行っているほか、毎年度 5 月に開催する理事会・評議員会に事業報告を行っている。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

**【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

**〈理由〉**

学長の意思決定を補佐する審議機関である執行部会議には、法人部門の職員が構成員として出席し、教育研究等に関する方針や施策について、経営と教学の視点を踏まえた合意形成・意思決定を行っている。また、理事長直轄の内部監査室を設置し、内部統制とガバナンスの体制を構築し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

監事の選任は寄附行為に基づき行い、監事は法令及び規則に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しており、その内容に不備はない。また、監事の理事会及び評議員会への出席状況は、良好である。

評議員の選任は寄附行為に基づき行われ、評議員会への出席状況は、良好である。

**5-4. 財務基盤と収支**

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

**〈理由〉**

「学園 100 年プラン基本構想」に基づき「中期財務計画(2021-2025) (2023 修正版)」を法人の中期的な財務運営の指針として策定し、重点課題を年度計画に反映し、財務の改善に努めている。中期財務計画には中長期施設整備計画「マスタープラン」に基づき施設・設備等を反映させており、実績を反映した期中修正も行い、財務計画に基づく財務運営を行っている。財務に関する重点管理指標を設定し、計画的で安定した財務基盤を目指している。

予算制度の面では、収支バランスを保つため、予算編成方針説明会を実施し、収支、資金目標を教職員へ周知し、予算編成、執行に取り組んでいる。

外部資金の導入として、私立大学等経常費補助金の増減率の向上、科学研究費助成事業及び寄付金の獲得に取り組んでいる。

#### 〈参考意見〉

○短期大学の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額は過去 5 年間支出超過となっているため、収支バランスを確保するよう対応が望まれる。

### 5-5. 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「経理規程」「経理規程実施細則」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品調達規程」等に基づき実施している。補正予算については、決算額が予算と著しくかい離しないように年度末に編成している。

会計監査は、監査法人による監査を行い、その結果を「監査結果概要書」にまとめ監事に報告し、意見交換を行っている。また、法人内に内部監査室を設け、監査を行い、監事監査は私立学校法及び「監事監査規程」に基づき実施されている。監査法人、監事、内部監査室との連携も行われており、三様監査体制が確立している。

### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して「内部質保証に関する方針」を定め、短期大学全体レベル・教育課程レベル・授業科目レベルで、自律的・恒常的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ事業計画、中期計画を策定し改革・改善に取り組んでいる。「教学マネジメントの基本方針」「ガバナンス・コード」「自己点検・評価規程」を定め、アセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果、教育効果について、多様な尺度・指標で点検・評価を行っている。学長の指示・命令のもとで点検・評価委員会が「大学全体レベル」「教学マネジメントに関する委員会」が「教育課程レベル」、授業を担当する教員が「授業科目レベル」を担当し、内部質保証推進の恒常的な組織・責任体制を構築している。内部質保証活動を支援する組織として学長室、総合企画部、FD 委員会、SD 委員会を位置付けている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施及びその結果の公表を学則に、評価項目を「内部質保証に関する方針」「自己点検・評価規程」に定めて、エビデンスに基づき毎年、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、外部の大学関係者や産業界に外部評価員を委嘱し、自己点検・評価の結果をもとに外部評価を実施している。

全学的な自己点検・評価の結果を学科長、部署長で情報共有するとともに、教授会、執行部会議、理事会に報告して共有している。ホームページに、自己点検・評価の結果、事業報告、ガバナンス・コードの遵守状況、外部評価の結果等を公開している。

総合企画部企画課に IR 推進担当を配置してアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の可視化や教育改革・改善に資するデータの収集・分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点として、短期大学レベル、教育課程レベル、授業科目レベルのPDCA活動に担当部署が割当てられており、PDCAサイクルの体制が整備できている。教育の質についてアセスメント・ポリシーを策定し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果を踏まえた課題対応リストを事業計画にまとめ、課題ごとに「目標とする状態」「対応方法」「対応部署」及び「改善結果」を明確にして評価結果を改善に結びつけており、内部質保証体制が機能している。

## 短期大学独自の基準に対する概評

### 基準A. 正課外学習支援活動

#### A-1. 学習支援サービス

- A-1-① 理念と運営体制の整備
- A-1-② 語学を中心とした正課外学習支援の充実
- A-1-③ 学生の主体的な活動支援
- A-1-④ 語学を中心とした地域連携・社会貢献

#### 【概評】

語学を通して学生への学習支援と地域社会への貢献を行うことを役割としたランゲージセンターを設置し、その活動拠点として「外国語自律学習支援室 NINJA」を運用している。ランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」では、教員による支援や学生スタッフによる支援が数多く行われており、利用する学生の幅広いニーズに答えている。学生スタッフには、必要な技能の習得のために研修を実施している。また、学生の主体的な活動を支援するため、ハード面の環境も整え、さまざまな交流や振返りの機会も設けている。職員にとっては、活動してきた学生を誇らしく思い、教員・学生と同様に、自分たちのコミュニティを強く意識する機会にもなっている。

短期大学から併設の大学へ編入学し、ピアチューターとして活躍した学生もおり、多国籍の学生スタッフとともに活動することで、英語力及び多文化共生力を培っている。また、学科の就学前オリエンテーションやオープンキャンパスで「外国語自律学習支援室 NINJA」の紹介を行う際にも自身の経験を語り、来場者をひきつけている。教員・職員・学生から評価されていることに合わせて、自身も成長を実感していることで自己肯定感が高まり、ロールモデルとしての役割を果たしていることは特筆すべき点である。また、地域連携、社会貢献の一環として、生涯学習講座を開設しており、京都という観光都市にあつて、語学を通じて世界各国の人々との交流を深める試みは、地域社会にとっても有益な取り組みであり、今後の成果に期待したい。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. ナショナル・ウィーク

キャンパスの国際化を推進する取り組みの一つとして、平成 23（2011）年度からナショナル・ウィークを大学と合同で開催している。これは、英語圏などのバラエティーに富んだ文化や芸術を主に学内で紹介するイベントであり、毎年テーマとなる国や地域を変え、学生が一から企画・運営し、教員は支援する形で実施している。イベントには、本学学生のほか、大学の学部生や留学生、地域住民など多数の参加があり、学生にとって有意義な体験学習の機会となっている。令和 5（2023）年度は、イギリスへの理解を深めるためイギリスの紅茶文化を紹介した。また、「はとカフェ」を開き、展示ポスターを見学しクイズに参加した人に飲み物（紅茶か珈琲）や焼き菓子（スコーン）を振る舞った。

ナショナル・ウィークは、イベント運営に携わる学生は勿論、一般参加する学生にとっても異文化に触れながら学生同士が交流する場になっている。

### 2. ポスタープレゼンテーション・コンテスト

学生の研究発表やコミュニケーション能力の育成を目的として、平成 29（2017）年度から開催している。近年は、令和 6（2024）年度開始の新カリキュラムでの専門科目「Graduation Project II」（選択必修・2年次秋学期）の到達目標である「世界の諸問題に関する文献や多文化共生に関する文献について英語で聞き取り概要を掴み、その後文献を読んで、英語でサマリをまとめ、それについて自分の意見を 5 パラグラフ以上のエッセイにまとめ、5 分間以上のプレゼンテーションを行い、質問に英語で答えることができる。」を意識したコンテストを企画・実施している。

令和 5（2023）年度は、「Global Issues and Cultures」という共通テーマについて、各クラスの代表者 3 人ずつ、計 12 人の学生がポスターを作成し、1 月 15 日（月）から 1 月 19 日（金）まで 4 号館 1 階に展示した。そして、展示最終日には、ポスタープレゼンテーション・コンテストを開催した。学生は英語で研究成果を発表し、審査の結果、上位 3 人の学生が表彰された。代表以外の学生も聴衆として参加し、ポスタープレゼンテーション後の質疑応答に積極的に参加している。

コンテストは、出場する学生の成長や学生同士の交流の場になっている。



ナショナル・ウィーク



ポスタープレゼンテーション・コンテスト

